

										別表
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名、公開しないこととした部分及び公開しない理由又は公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求の趣旨及び理由	(こ) 実施機関の主張
1	平成27年度 諮問受理第108号	平成28年 1 月 28日付け大総務第 e－267 号	平成27年 9 月30日	平成27年 8 月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において、交通局から委託を受けた大阪メトロサービスの職員が、pitapaフリースタイルの登録に手間取り、さらに交通局企画商品の説明が不十分であったことについて、利用者が交通局駅務課に電話にて苦情を申し出た。その際、同課職員〇〇が、事実確認をぞんざいに行い、大阪メトロサービスの言い分を鵜呑みにし、利用者をウソツキ呼ばわりした上、「窓口での防犯カメラ映像は既に消去した」など、虚偽の事実を利用者に報告し、さらには「情報公開請求するなり、議員に相談するなり、何でも好きにしろ」と発言した。その後、この件に関して、情報公開請求が行われ、大交運第63、64、66、67、68号による「公開請求拒否決定」などが行われた。この一連の流れに関して、大阪市役所で作成された文書の全て。当然、局内レク資料なども全て含まれる。(ただし、すでに情報公開されたものは除く。)	交通局駅務課	平成27年10月14日付け大交運第82号 部分公開決定	公文書の件名 ・情報公開請求に対する決定通知について（平成27年 9 月16日決裁） （平成27年 9 月17日に郵送した文書部分を除く。） ・情報公開請求に対する決定通知について（平成27年 9 月28日決裁） （平成27年10月 1 日に郵送した文書部分を除く。） 公開しないこととした部分 請求者の氏名、住所、郵便番号、電話番号及び架電情報 上記の部分を公開しない理由 条例第 7 条第 1 号に該当（説明） 公開しないこととした部分については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成27年10月19日	その他に作成されている文書があるので、公開を求める。 私が請求した文書は、「一連の流れに関して、大阪市役所で作成された文書の全て。当然、局内レク資料なども全て含まれる。(ただし、すでに情報公開されたものは除く。)」であるのに、公開された文書は「情報公開請求に対する決定通知について」にかかる決裁 2 通のみである。局内で話をするときに、事態を整理するために作成するメモであっても、「職員が職務上作成・取得している」「組織的に用いられている」「実施機関として保有している」等の要件を満たせば、行政文書となる。情報公開請求は局長決裁であり、私が 8 月以降何度も情報公開請求をしていることを鑑みれば、現在の事態について部長・局長等に説明をしていることは明白である。この際、係員レベルが局長に直接説明していることは考えにくいので、仮に係長・課長等がメモを見て説明をしているのであれば、それは組織として使用していることの証左であり、情報公開請求の対象となる文書であるので、これを公開していないことは不服である。 これは、私が請求した文書の内容が詳細であるため、「公開請求の内容及び処理状況」に掲載することを避けるための姑息な手段として捉えざるを得ない。不存在であれば請求文書の内容を全て転載する必要があるが、とりあえず存在していることにお茶を濁しておけば、表に出てくる件名は「情報公開請求に対する決定通知について」のみである。このような手段を使うことは許されない。	審査請求人は、本件決定 1 について、本文文書の他に作成されている文書があると主張している。 しかしながら、実施機関では、審査請求人が行った一連の情報公開請求に関する決定を行う決裁処理においては本文文書により決裁承認者に口頭で説明しており、本文文書以外に審査請求人が存在すると主張しているような局内レク資料及び事態を整理するための文書は作成しておらず、本文文書以外に実際に該当文書は存在しない。
2	平成27年度 諮問受理第93号	平成27年12月 3 日付け大総務第 e－217 号	平成27年 8 月27日	交通局駅務課〇〇氏が、業務委託先である大阪メトロサービスに対して、事実確認をした際に取得ないし作成した文書全て。	交通局駅務課	平成27年 9 月10日付け大交運第64号 不存在による非公開決定	大阪メトロサービスに対して事実確認をした際の文書は、取得又は作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年10月 4 日	「大阪市交通局定期券発売所運営業務仕様書」、「案内業務履行要領書」によれば、当該文書は存在するはずであるので、公開決定を求める。 また、 9 月10日付け大交運第64号では、「不存在による非公開決定通知」が為されているが、「大阪市交通局定期券発売所運営業務仕様書」の18(1)には、「お客様からの申し出や苦情並びにその措置など」について、業務日誌に記載するよう書かれているので、文書は存在するはずである。また、「案内業務履行要領書」 2 (6) に、「苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること」とあるので、この「記録」も存在するはずである。にも関わらず、「不存在による非公開決定通知」を行うことは虚偽の事実であり、不当である。 「大阪市交通局定期券発売所運営業務仕様書」、「案内業務履行要領書」によれば、当該文書は存在するはずであるので、公開決定を求める。 また、 9 月10日付け大交運第64号では、「不存在による非公開決定通知」が為されているが、「大阪市交通局定期券発売所運営業務仕様書」の18(1)には、「お客様からの申し出や苦情並びにその措置など」について、業務日誌に記載するよう書かれているので、文書は存在するはずである。また、「案内業務履行要領書」 2 (6) に、「苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること」とあるので、この「記録」も存在するはずである。にも関わらず、「不存在による非公開決定通知」を行うことは虚偽の事実であり、不当である。	本件請求 2 について、実施機関から株式会社大阪メトロサービス（以下「メトロサービス」という。）への事実確認の依頼及びメトロサービスから実施機関への報告は、口頭により行ったため、依頼及び報告の際の文書は、作成又は取得しておらず、実際に該当文書は存在しない。 また、審査請求人は、「『大阪市交通局定期券発売所運営業務仕様書』の18(1)に『お客さまからの申し出や苦情並びにその措置など』を業務日誌に記載するよう書かれている。また、『案内業務履行要領書』 2 (6) に『苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること』とあるので、この記録もあるはずである。にもかかわらず、『不存在による非公開決定通知』を行うことは虚偽の事実であり不当である」と主張しているが、これらについて実施機関の見解は次のとおりである。 8 月20日のなんば定期券発売所において、審査請求人は、PiTaPa学生フリースタイルの登録の際に立腹された様子で登録確認証を受け取らず定期券発売所から退所されたが、定期券発売所では、係員に対して具体的な苦情の申告はされていない。そのため、メトロサービスには審査請求人からの苦情またはご意見があったとの認識がなく、「案内業務履行要領書」 2 (6) に基づく記録をしておらず、また、発注者である実施機関への報告も行っていない。 業務日誌については、定期券発売所の係員の業務管理や係員間の申し送りを行うため作成しているものであり、また、発注者への連絡事項及び特記事項等がある場合は、その内容を発注者へ報告することとなっているが、メトロサービスとしては、審査請求人との対応については、苦情やご意見ではなく、登録確認証の未交付の案件との認識であったため、発注者である実施機関への報告は行っていない。 以上のとおり、実施機関からメトロサービスへの事実確認の依頼及びメトロサービスから実施機関への報告は、口頭により行ったため、依頼及び報告の際の文書は、取得又は作成しておらず、また、メトロサービスから実施機関への報告書は作成しておらず、そのため実施機関としては本件請求 2 に係る公文書を取得又は作成していなかったため、本件決定 2 を行ったものである。
3	平成27年度 諮問受理第98号	平成27年12月18日付け大総務第 e－242 号	平成27年 9 月20日	「監視カメラ装置の設置について」について、決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日がわかるもの。	交通局駅務課	平成27年10月 5 日付け大交運第77号 不存在による非公開決定	「監視カメラ装置の設置について」以外の文書は、作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年10月 7 日	当該文書は存在するはずであるので、公開決定を求める。 大交運第66号による公開文書、「監視カメラ装置の設置について」だけでは、決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日が全く分からず、右上にある簡易決裁について、何について決裁されたのか皆目わからない。施行日すら分からないような、お粗末な決裁は行政文書として不適であり、効力を為すものではないと考えられる。こんなものを公開して平然としている神経が信じられない。決裁とは、決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日、起案担当者（係）、決裁権者が明確に分かって初めて体を為すものであり、これは鑑文を付さない簡易決裁であっても同様である。 このため、平成27年 9 月20日付けで「『監視カメラ装置の設置について』について、決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日がわかるもの。」を行ったが、不存在による非公開決定が為された。 総務局による「情報公開推進のための指針」には、「公開請求の対象となる文書が存在しない場合は、条例第32条第 2 項の規定に基づき、不存在による非公開決定を行うだけではなく、公開請求の趣旨に照らして、その時点で保有している資料、メモ、記憶等を基に、新たに文書を作成（場合によっては取得）する方法により、必要と認められる情報の提供に努めなければならない。」とあるため、今からでも当該文書を作成し、公開するべきである。	本件決定 3 について、「監視カメラ装置の設置について」以外の文書は、作成しておらず、実際に該当文書は存在しないため、不存在による非公開決定を行った。 「監視カメラ装置の設置について」とは、金庫を設置している地下鉄駅務室、多額の売上金を取り扱う一部の定期券発売所及びお忘れ物センターにおけるセキュリティ向上を図るため設置した監視カメラ装置の取扱いについて、駅構内で稼働している防犯カメラ装置と同一の取扱いとすることとしていたが、同一の取扱いができない管理責任者及び操作等担当者などの事項について定めた決裁であり、文書の余白を利用して決裁欄を設けて行う方法（以下「簡易決裁」という。）により行った決裁である。 審査請求人は、「決裁の趣旨、起案日、決裁日、施行日がわかるもの」が存在すると主張しているが、「監視カメラ装置の設置について」は簡易決裁により意思決定を行ったものであり、特に決裁の趣旨がわかるような記載はしていないし、起案日・決裁日・施行日についても記載していない。また、「監視カメラ装置の設置について」以外にこれらを記載した別途の公文書も作成していないため、本件請求 3 に係る公文書は存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名、公開しないこととした部分及び公開しない理由又は公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求の趣旨及び理由	(こ) 実施機関の主張
4	平成27年度 諮問受理第 107号	平成28年 1 月 28日付け大総 務第 e－266 号	平成27年 9 月30日	平成27年 8 月20日に、なんば定期券発売所において行われた苦情について、「案内業務履行要領書」 2 (6) に基づいて行った記録内容全て。	交通局駅務課	平成27年10月 14日付け大交 運第83号 不 存在による非 公開決定	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容について、株式会社大阪メトロサービスにおいては「案内業務履行要領書」 2 (6) に基づき記録を作成しておらず、また、当局は同社から記録を受領しておらず、実際に存在しないため。	平成27年10月19日	案内業務履行要領書によれば、必ず作成される文書であるので、公開を求める。 大阪市交通局が大阪メトロサービスに委託している「定期券発売所運営業務」には、難波駅において「PiTaPa及びOSAKA PiTaPaの付随サービスについての案内を行うこと」が定められており、「案内業務履行要領書」 2 (6)によれば「お客様より苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること」とある。 平成27年 8 月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において、交通局から委託を受けた大阪メトロサービスの職員が、「PiTaPaトリプル10キャンペーン」の案内業務を怠り、利用者がその場で苦情及び意見を申立てたので、当然この事実「案内業務履行要領書」に基づき、内容に誤りがないように記録が行われ、速やかに発注者に報告されているはずである。にも関わらず、不存在による非公開決定が行われた。 仮に文書が存在していないのであれば、これは大阪メトロサービスによる業務不履行であるため、交通局は大阪メトロサービスへの指導ないし委託料の返還請求を行うべきである。また、総務局による「情報公開推進のための指針」には、「公開請求の対象となる文書が存在しない場合は、条例第32条第 2 項の規定に基づき、不存在による非公開決定を行うだけではなく、公開請求の趣旨に照らして、その時点で保有している資料、メモ、記憶等を基に、新たに文書を作成（場合によっては取得）する方法により、必要と認められる情報の提供に努めなければならない。」とあるため、万が一存在していない場合でも、今からでも当該文書を作成し、公開するべきであるため、この決定は不当である。	当局の定期券発売所運営業務については、株式会社大阪メトロサービス（以下「メトロサービス」という。）に委託しており、料金や乗換えなどの市営交通全般に関することや市内主要施設への行き方や経路などの問合せ等に対する案内業務については、定期券発売所運営業務のうちのひとつとして案内業務履行要領書を定め、同要領書においては「2案内業務内容」の「(6) 苦情・ご意見等の受付」として、お客さまから苦情やご意見を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告することと定めている。 審査請求人は、「大阪メトロの職員が『PiTaPaトリプル10キャンペーン』の案内業務を怠り、利用者がその場で苦情及び意見を申し立てたので、当然この事実『案内業務履行要領書』に基づき、内容に誤りがないように記録が行われ、速やかに発注者に報告されているはずである」と主張している。しかしながら、メトロサービスの職員である定期券発売所の係員には、苦情またはご意見をいただいたとの認識がなく、したがって「案内業務履行要領書」 2 (6) に基づく記録は行わなかったものであり、発注者である実施機関への報告もなかった。 上記のとおり、実施機関はメトロサービスから記録を受領しておらず、本文文書は実際に存在しないため、本件決定 4 を行ったものである。
5	平成27年度 諮問受理第 110号	平成28年 1 月 28日付け大総 務第 e－273 号	平成27年10月14日	平成27年8月20日15：40～15：50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において、大阪メトロサービス職員による委託契約上の業務不履行があり、これについて、交通局駅務課に利用者が電話にて苦情を申し出たところ、同課職員〇〇は、事実確認をぞんざいに行い、大阪メトロサービスの言い分を鵜呑みにし、当該利用者の主張を信用せず、あろうことかウソツキ呼ばわりした上、「窓口での防犯カメラ映像は既に消去したので、もう確認することは出来ない」など、虚偽の事実を報告した。防犯カメラ映像は行政文書にあたるので、その請求をする旨を当該利用者が告げると、「情報公開請求するなり、議員に相談するなり、何でも好きにしろ」と発言したため、これを受けて行われた情報公開請求について、「公開請求拒否決定通知」が為されたが、「情報公開条例解釈・運用の手引」によれば、「公開請求者の理解と協力を求めながら、(略)その存否を明らかにした上で公開決定等がなされるように努める」とあるにも関わらず、利用者である請求者に対して相談が無かったので、これは明らかに「安易な運用」であり、「誤用、濫用」である。こうした誤った行政運用の責任は、駅務課担当者の〇〇のみでなく、その上司である担当係長の〇〇、駅務課長代理の〇〇、駅務課長の〇〇を含めた 4 名について発生すると考えられるので、当該 4 名について、大阪市人事室および交通局人事課が、以上一連の流れについて把握するために作成した文書を請求する。	交通局駅務課	平成27年10月 26日付け大交 運第85号 不 存在による非 公開決定	今回の事案については交通局人事課及び人事室に報告する必要があるため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年11月1日	私が文書を請求した相手と違う者から非公開決定が為されている。 私が請求した文書は、「大阪市人事室および交通局人事課が、以上一連の流れについて把握するために作成した文書」であるので、「作成の担当課」は大阪市人事室および交通局人事課であるはずなのに、なぜか交通局駅務課が担当となつて、交通局長が非公開決定を行っているので、これは不当である。これは、教示のとおり、大阪市を被告として処分の取り消しを提起した方がよいのか。	審査請求人は、審査請求人が文書を請求した相手と違う者から非公開決定が為されたと主張する。しかし、本件請求に記載されている事案については、PiTaPaサービスの登録に関するトラブルであつて、人事に関する事項にはなんら関連することはなく、したがって当該事案に関する一連の流れを、交通局駅務課としては人事室及び交通局人事課に報告する必要はなく、また、人事室及び交通局人事課は、そもそも交通局駅務課から報告を受けていないのであるから当該事案が起っていることすら知り得なかった。したがって、本市において当該請求文書の不存在理由を説明し得る交通局駅務課を担当課として本件決定 5 を行ったものである。 なお、審査請求人は、平成27年10月28日、担当課を人事室及び交通局人事課と指定して本件請求と同内容の公開請求を行った。それに対し、交通局人事課として平成27年11月11日付け大交職第81号により、人事室人事課から同日付大人事第40号により、それぞれ不存在による非公開決定を行っている。

(注) 1 (え) 欄及び (け) 欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、 (か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。